

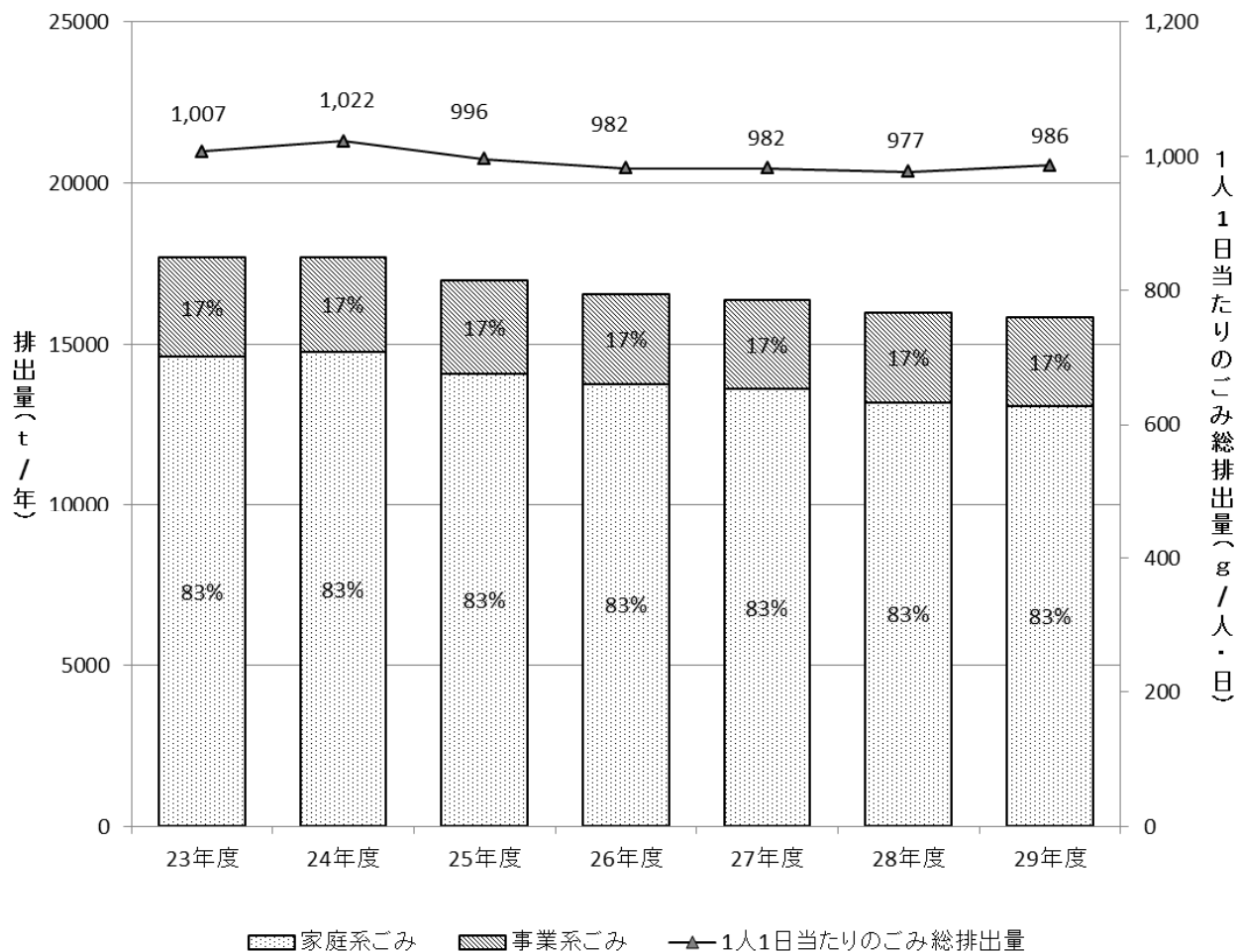
糸魚川市のごみ処理状況等について

1 ごみの排出実績

(1)ごみ排出量の推移

(単位:t)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	H28/H29
家庭系ごみ	14,562	14,602	14,750	14,089	13,767	13,600	13,196	13,094	-0.8%
燃やせるごみ	10,169	10,295	10,198	9,694	9,507	9,333	9,084	9,073	-0.1%
燃やせないごみ	1,007	979	1,072	995	971	1,025	934	879	-5.9%
資源ごみ	3,350	3,295	3,444	3,366	3,257	3,210	3,146	3,113	-1.0%
廃乾電池	22	20	20	20	19	19	19	18	-5.3%
廃蛍光管	14	13	16	14	13	13	13	11	-15.4%
事業系ごみ	3,434	3,083	2,957	2,900	2,769	2,757	2,771	2,731	-1.4%
燃やせるごみ	3,429	3,077	2,948	2,883	2,749	2,735	2,749	2,709	-1.5%
燃やせないごみ	5	6	9	17	20	22	22	22	0.0%
ごみ総排出量	17,996	17,685	17,707	16,989	16,536	16,357	15,967	15,825	-0.9%
1人1日当たりの家庭系ごみ量 (資源ごみ・廃乾電池等を除く)(g)	628	642	650	626	622	622	613	620	1.1%
1人1日当たりのごみ総排出量 (g)	1,012	1,007	1,022	996	982	982	977	986	0.9%



(2)ごみ処理基本計画に掲げるごみ減量目標の状況

目標	21年度 (計画策定時)	29年度	H21/H29増減	31年度 目標値
家庭系ごみの減量目標 人口1人当たりの家庭系ごみ量(資源物等を除く)	633 g	620	13 g	584 g
事業系ごみの減量目標 年間の事業系ごみ量	3,250 t	2,731	519 t	2,300 t
発生抑制の目標 人口1人当たりのごみ総排出量	1,007 g	986	21 g	924 g

事業系ごみの減量目標は、519 トンの減量が図られていますが、家庭系ごみの減量目標及び発生抑制の目標においては、若干の減少傾向となりましたが、近年は、横ばいの状況となっています。

(3)リサイクル率の推移

(単位:t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資源ごみ量	3,475	3,386	3,328	3,480	3,400	3,289	3,242	3,178	3,142
施設資源化量	3,301	3,258	3,085	3,537	3,431	3,443	3,457	3,380	3,485
燃やせるごみ処理後の資源化量	3,106	3,065	3,029	2,964	2,831	2,784	2,735	2,702	2,722
うち炭化物	3,092	3,055	3,015	2,955	2,821	2,771	2,725	2,692	2,713
燃やせないごみ処理後の資源化量	195	193	56	573	600	659	722	678	763
再生利用量	6,776	6,644	6,413	7,017	6,831	6,732	6,699	6,558	6,627
ごみ排出量	18,130	17,996	17,685	17,707	16,989	16,536	16,357	15,967	15,825
リサイクル率	37.4%	36.9%	36.3%	39.6%	40.2%	40.7%	41.0%	41.1%	41.9%
リサイクル率(炭化物を除く)	20.3%	19.9%	19.2%	22.9%	23.6%	24.0%	24.3%	24.2%	24.7%

リサイクル率 = 再生利用量 (資源ごみ量 + 施設資源化量) ÷ ごみ総排出量 × 100

平成 29 年度のリサイクル率は 41.9% であり、平成 21 年度から 4.5 ポイント増加しています。これは、燃やせないごみの残さは、埋立処理をしていましたが、セメント原燃料としてリサイクルしたことが大きな要因の一つです。

リサイクル率は、全国平均値(平成 28 年度: 20.3%)と比較すると高い水準となっています。

セメント原燃料...セメントの製造工程の燃料として利用し、その燃料残渣を原料として利用すること。

2 分別区分と処理方法について

(1) 分別収集区分

平成 26 年度から、19 分別の収集を実施しています。

分別区分		内 容
燃やせるごみ		生ごみ、汚れた紙類、木屑 など
燃やせないごみ		プラスチック製品類、ゴム・皮革製品類、ガラス・陶磁器製品類 など
資源となるごみ	プラスチック製容器包装類	ボトル容器、カップ類、チューブ類、袋類、緩衝材、白色以外のトレイ など
	ペットボトル	飲料用、しょうゆ、一部の調味料 など
	白色トレイ	両面が白色のトレイ
	茶色びん 無色透明びん その他色のびん	食料、飲料用、化粧びんに限定
	金物類 小型電化製品 紙パック 新聞紙 段ボール 雑誌類 シュレッダー紙	アルミ缶、スチール缶、鍋・刃物類 小型電化製品 ジュース、牛乳パック 新聞紙 段ボール 雑誌、チラシ、ボール紙、紙袋類、菓子箱等 シュレッダー処理された紙
	布類	衣類など
	拠点回収	廃乾電池 廃蛍光管 ライター類
廃食用油		家庭で使用した植物性の食用油

(2) 処理方法

区分	処理方法
燃やせるごみ	清掃センターで炭化処理した後、炭化物を市内のセメント製造事業者でセメント原燃料として、リサイクルしています。
燃やせないごみ	市内の民間事業者で選別、破砕等の中間処理をした後、廃プラスチックは、市内のセメント製造事業者でセメント原燃料として、また、ガラス陶磁器類は、セメント原料として、それぞれ、リサイクルしています。
資源となるごみ	中間処理事業者で処理され、再生処理事業者で、それぞれリサイクルされています。

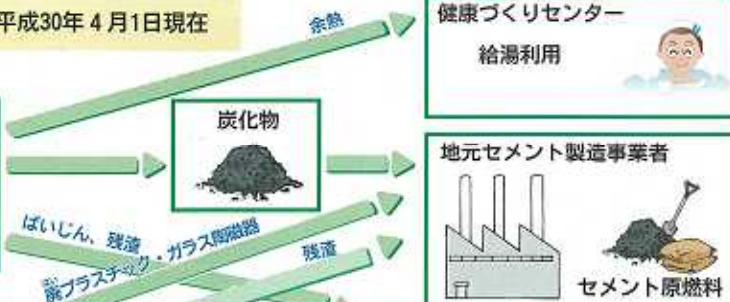
19品目分別

糸魚川市ごみ処理フロー（ごみのゆくえ）

平成30年4月1日現在

①燃やせるごみ

生ごみ
汚れた紙
木くず



②燃やせないごみ

プラスチック製品
ゴム・皮革製品
ガラス・陶磁器製品



③プラスチック製容器包装類

④ペットボトル

⑤白色トレイ



びん類

⑥茶色びん
⑦無色透明びん
⑧その他びん



⑨金物類・小型電化製品

空き缶類
金物類
鉄くず類
小型電化製品

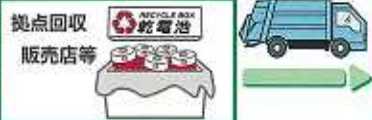
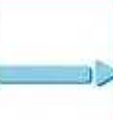


紙類・布類

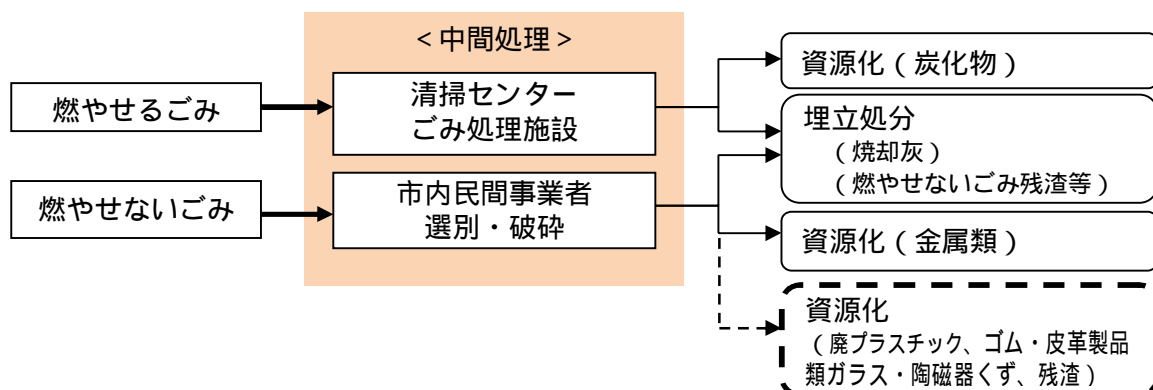
⑩紙パック
⑪新聞紙
⑫ダンボール
⑬雑誌類
⑭シュレッダー紙
⑮布類（衣類）



⑩廃乾電池
⑪廃蛍光管
⑫ライター



3 中間処理について



(1) 清掃センターごみ処理施設

ごみを約 500 で蒸し焼きにする炭化处理システムを採用し、平成 14 年 4 月に稼働しています。

「炭化物」は、市内のセメント製造事業者でセメント原燃料としてリサイクルしています。

概要

竣工：平成 13 年度

規模：70 トン / 24 時間 (35 トン / 2 系列)

形式：全連続ロータリーキルン式炭化炉



【次期ごみ処理施設建設】

平成 32 年 4 月からの稼働を目指し、整備を行っています。

現在の施設は燃やさず、炭に加工して燃料とする「炭化炉」という施設ですが、新施設は、「ストーカ方式」といい、炉でごみを焼却します。焼却で発生する熱は、隣接する「はびねす」や、新たに建設する温水プールの熱源として有効活用します。

施設整備のスケジュール

- ・土木・建築工事 平成 30 年 6 月～
- ・機械設備工事 平成 31 年 4 月～

(2) 民間事業者中間処理施設（選別・破碎）

燃やせないごみは、平成 23 年 1 月以降、市内民間施設で中間（選別・破碎）処理しています。

燃やせないごみの中間処理後については、プラスチック製品類とゴム皮革製品類は、市内セメント製造事業者において、セメント原燃料としてリサイクルを行っており、ガラス・陶磁器製品類については、市内セメント製造事業者において、セメントの原料としてリサイクルを行っています。また、中間処理後の残さについても、できる限りセメント原燃料としてリサイクルしており、埋立処分量の削減に努めています。

4 最終処分について

最終処分の方法は埋立処分を基本としますが、不適切な廃棄物処理により平成 20 年度に大野地内の最終処分場での埋立を停止、最終処分場の適正化工事を平成 24 年度から平成 27 年度まで行い、監視期間を経て、平成 30 年度に廃止しました。現在は、県内外の最終処分場において、委託処理で対応しています。

平成 33 年 4 月の供用開始を目指し、新たな最終処分場の整備に着手したところであります。市民や関係する自治会の理解を得ながら整備を進めていきます。

5 ごみ減量に向けた主な取り組み

(1)生ごみの減量（生ごみ処理機器の普及啓発）

	補助率等	補助個数			
		H27	H28	H29	H30
コンポスト型	購入金額の 3/4 以内 上限額なし	21	29	20	9
堆肥化促進箱	購入金額の 3/4 以内 上限額なし	1	0	0	0
電動型	購入金額の 3/4 以内 上限額 70,000 円(平成 28 年度～)	21	13	10	4

H30 は 1 月末現在

補助率等の拡充とコンポストのあっせんにより、平成 24 年度は補助個数が大幅に増加しましたが、現在は、減少しています。現状の生ごみ処理機器の購入助成を継続しながら、他の生ごみ減量方法も併せて周知啓発を行います。

- ・食べ残し削減
- ・生ごみの水切り
- ・処理機器でできた肥料の使い方の周知
- ・補助制度の紹介と利用者の声の周知 など

(2)事業系ごみの処理責任の明確化

事業系ごみの適正処理について周知徹底を図るとともに、展開調査や立入調査等によりごみの処理状況を確認し、指導徹底に努めます。

(3)ごみ有料化、事業系ごみ手数料の見直し

当面は、ごみ減量化の取り組みを優先することとし、ごみ減量分別説明会等で普及啓発に努めています。

当審議会でもいただいた答申を重く受け止め、ごみの有料化はごみ減量に効果があることから、今後も検討を続けて行きます。

事業系ごみ手数料の見直しについては、次期ごみ処理施設の稼働に合わせ、見直しに向けて検討していきます。

(4) 3 Rの推進

ア 啓発活動の実施

市内スーパーマーケットでのチラシの配布、ごみ減量に関する標語の募集を実施や、市の広報やホームページを利用した啓発を行い、市民の3 Rの意識向上に努めます。

平成 30 年度 ごみ減量標語募集結果

一般の部 応募数 20 作品

最優秀賞 「リサイクル 明るい未来へ合言葉」

優秀賞 「減らそうよ みんなの意識で 変わる未来(まち)」

優秀賞 「再利用 未来のために ごみ分別

優秀賞 「買物を するときから始まる ごみ減らし」

小・中学生の部 応募数 85 作品

最優秀賞 「ごみ減量 地球を守る 第一歩」

優秀賞 「“もったいない” 未来へつなく 合言葉」

優秀賞 「みんなでね 1日1個 ゴミ減量」

優秀賞 「すてるより つぎにつなげる しげんの輪」

イ 紙ごみ分別の徹底

平成 24 年度からビニール袋に入れて出すことも可能としています。

燃やせるごみの中には資源化が可能な紙類が未だ多く含まれており、引き続き分別の徹底を呼び掛けるとともに、事例を示すなど取り組みやすいよう普及啓発に努めます。

ウ 布類の資源化

平成 24 年度から綿以外の衣類も資源化を実施しています。

平成 26 年度からは、ビニール袋・紙袋に入れて出すことも可能としています。紙類と同様に燃やせるごみとして、出されるケースが多いため、引き続き、周知を行い、回収量の増加に努めます。

エ 不用品情報掲示板の設置

市ホームページ、市内 3 か所の掲示板での案内を継続します。

オ エコショップ認定制度

ごみの発生抑制、資源化の活動に取り組む市内の小売店を認定し、市民に周知することで、市内全体としてのごみの発生抑制や資源の再利用促進の推進を図ります。また、認定店募集の啓発を行い、認定店の確保に努めます。

カ 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加

回収箱を窓口に設置し、携帯電話機、スマートフォン等の回収を行い、2020年東京オリンピック・パラリンピックで使用するメダルの原料として再資源化に協力をしています。